

○不適切な会計処理について

・指摘の内容

事業部管理課は、平成26年度浜岡砂丘(白砂公園)トイレ浄化槽漏水修繕工事及び神子公園トイレ浄化槽亀裂補修工事の修繕料合計467,462円の支払いについて、修繕工事を行っていないにもかかわらず、架空の請求書により修繕料が支払われていた。

施設修繕料として支払った公金については、平成25年度に行った白砂公園、比木自然公園、神子公園、佐倉自然公園の浄化槽清掃代であったにもかかわらず、平成25年度での支払処理を怠り、平成26年度予算において、実際には行っていない修繕工事費という形で架空請求書による支払いを行ったことが判明した。

早急に適正な処理を行うこと。また、今後このような事態を再発させないよう再発防止に向けた取り組みを徹底するよう求めた。

・措置の内容

事案のあった部に限らず、改めて職員の指導、監督、コンプライアンス順守の徹底を図るとともに、すべての業務に関して、複数人におけるチェック体制を強化し、このような事態を招くことのないよう全力で取り組んでいく。